

No.	質問	回答
① 既存事業所・新規開設事業所 共通事項		
1	介護サービス情報公表制度とは何か。	利用者が主体的に介護サービス事業者を選択できるよう、介護サービス事業者が自らの責任において事業所に関する諸情報を公表するものです。 介護保険法で、新規開設事業所は開設時に、既存事業所は年に1度、事業所に関する情報を公表することを義務付けられています。 (但し、前年度の介護報酬受領額が100万円未満の既存事業所は公表対象となりません) 【介護保険法 第115条の35】 詳しくは、県ホームページ、または集団指導の資料をご参照ください。
2	ログインができない。	ID、パスワードを正しく入力しているかご確認ください。 なお、アクセスが集中すると、ID、パスワードを正しく入力してもログインできない場合があります。しばらく時間を空けて、再度ログインをしてください。 * ログインできない場合のシステムからのエラーメッセージは「ユーザID・パスワード・サービス名のいずれかが異なるためログインできません」しかありません。 そのため、アクセスの集中が原因でログインできない状態の時は、ID等を正しく入力しても、上記エラーメッセージがでることがあります。
3	インターネット上で、公表が確認できない。	報告頂いた情報は、厚労省サイト「介護事業所・生活関連情報検索 - 介護サービス情報公表システム」にて公表されています。同サイトにアクセスし、介護事業所番号を入力する等の検索方法で公表内容の確認ができます。
4	スタッフの「専従・非専従」の違いは？	専らその職種に従事している場合は専従。他の職種と兼務している場合や、同一敷地内で兼務している場合は非専従となります。
5	従業者の経験年数は当該事業所での経験年数のことか？	経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて報告してください。
6	重要事項説明書は全ての事業所がアップロードしなければならないのか？	既に法人のホームページで重要事項説明書を公開している場合は、介護サービス情報公表システムへの掲載は不要です。
7	重要事項説明書のアップロードの方法は？	県のホームページをご参照ください。 * トップページ右上にある「検索」をクリック → 「ページID検索」に「0799978」と入力し「表示」をクリック → 「(令和8年度)介護サービス情報公表システム」 → 「重要事項説明書のアップロード方法」
② 既存事業所 関連事項		
1	前回の報告から内容に変更はないが、報告は必要か？	毎回、前年度の状況を公表するものなので、公表対象となった事業所は必ず報告しなければなりません。
2	ID・パスワードが分からない。	県の担当者に電話またはメールでお問い合わせください。 * 介護保険課 監査指導第二係 電話: (092) 643-3319 メールアドレス: k-shidou@pref.fukuoka.lg.jp
	パスワードをリセットしたが、そのパスワードが分からなくなってしまった。	
3	管理者が代わったため、情報を更新したい。	ログインして、「手順1 基本情報」の「所在地等」の欄を開き、管理者名を更新します。更新したら、更新した情報を登録の上、「手順6」の提出ボタンをクリックして、県にデータを送信してください。
4	事業所を休止した。	情報公表制度の対象外になります。情報公表の報告がまだでしたら、報告の必要はありません。既に報告されている場合は、県の担当者が公表されている情報を非公表にします。
5	事業所を廃止した。	情報公表制度の対象外になります。情報公表の報告がまだでしたら、報告の必要はありません。既に報告されている場合は、県の担当者が公表されている情報を削除します。
6	事業所を廃止し、新規事業所に継承した。	新規開設事業所として報告する必要があります。追って県から報告の案内が郵送されてきますので、案内に従って報告してください。なお、廃止した事業所の公表されている情報は、県の担当者が削除します。
7	報告の案内は、令和6年度までは事業所ごとに郵送で来ていた。令和7年度はメールまたはハガキで来たと思うが何故か？	経費節減の観点から、令和7年度は既存事業所に対する報告の案内をメールまたはハガキで行うことと致しました。令和8年度からは、すべてメールで報告の案内をする予定です。

8	例年公表していたが、今年度は案内が来ないので公表対象かを知りたい。	案内は例年9月下旬～10月初旬にお送りします。令和8年度からは全ての公表対象事業所に対して、メールで案内を通知します。 公表対象かどうかは、サービス種別ごとの公表対象事業所リストを県のホームページにアップしておりますので、ご参照ください。 ＊トップページ右上にある「検索」をクリック → 「ページID検索」に「0786376」と入力し「表示」をクリック → 「(令和8年度)介護サービス情報の公表制度に係る報告及び情報公表計画(対象事業所)」
9	ログインしたら、システムの画面に「2025年度 公表済」と出てきた。	前回(2025年度)提出された後にログアウトされてなく、ログイン状態のままとなっていることが考えられます。画面右上の「ログアウト」をクリックして一旦ログアウトし、新たにログインしてください。
10	いつ時点の情報を報告するのか？	基本情報： 法人情報等については、記入日時点の情報を報告してください。 従業員や利用者の人数は、記入日前月の実績を報告してください。 (例) 記入日が令和8年9月20日の場合、令和8年8月の実績 運営情報： 記入日の前1年間の情報を報告してください。 (例) 記入日が令和8年9月20日の場合、 令和7年9月1日～令和8年8月31日の1年間
11	前年度の採用者・退職者数について、前年度とはいつのことか？ また、法人内での異動の人数を含めてよいのか？	前年度(4月1日～3月31日)の情報を記入してください。 採用者数・退職者数には、同一法人内での人事異動は含めないでください。
12	基本情報、運営情報ともに記入したが、提出済とならない。	手順1 基本情報、手順2 運営情報ともに「記入済」とし、手順6の「提出」ボタンをクリックしないと提出は完了しません。 例えば、基本情報が「記入済」となっても、運営情報が「記入中」または「未記入」の場合、提出はできません。 この場合は、運営情報も記入完了し、基本情報、運営情報ともに「記入済」とし、「提出ボタン」をクリックすれば、入力した情報が提出されます。 (基本情報、運営情報ともに「提出済」という表示に変わります。)
13	財務諸表は、損益計算書、資金収支計画書、貸借対照表の3つすべてを公表する必要があるのか？	損益計算書、資金収支計算書、及び貸借対照表の公表を原則としますが、資産、負債、及び収支の内容が分かるものになっていれば、必ずしもこれら3つが揃っている必要はありません。 なお、資金収支計算書の作成をしない会計基準もありますので、その場合は資金収支計算書は必要ありません。 また、財務諸表に代えて、資産、負債、及び収支の内容が分かる簡易な計算書類を作成されて、それを提出されても差し支えありません。
14	財務諸表はいつの時点のものをアップロードするのか？	直近の事業年度を終了した時点で作成したものをアップロードしてください。 事業年度の関係上、現在、最新の財務諸表を作成中である場合は、作成済みの財務諸表の内、直近のものをアップロードしてください。
15	財務諸表のアップロードの方法は？	県のホームページをご参照ください。 ＊トップページ右上にある「検索」をクリック → 「ページID検索」に「0799978」と入力し「表示」をクリック → 「(令和8年度)介護サービス情報公表システム」 → 「財務諸表のアップロード方法」
16	調査とは何か？ 何を調査するのか？	事業所から報告された情報の内、「運営情報」について、その記載内容が正しいかどうかを調査するものです。調査の方法は、調査員が事業所を訪問し、事業所に備え付けられた書類をもとに、事実確認を行ないます。 調査員による調査を行なうことで、「運営情報」の記載内容が正確なものとなり利用者が介護サービス事業所を選択する際の信頼性のある情報として、公表されることとなります。
17	事業所にとって調査を受けることのメリットは？	調査を受けることにより、介護サービス事業所として整備しておくべき書類や研修内容及びその実施記録、マニュアルの種類などを体系的に確認し、整理することができます。 また、調査後は厚労省サイト「介護事業所・生活関連情報検索 - 介護サービス情報公表システム」に公表される情報の中に「公表情報の確認調査を事業所自ら希望して受けている」という表示がなされます。

③ 新規開設事業所 関連事項		
1	4月に新規指定されたが、報告の案内が来ない。 新規指定説明会の時に、報告が必要と言われたがID・パスワードが来ない。	4月と5月に新規指定された事業所への報告の案内は 6月以降になります。 但し、厚労省による年度毎のシステム改修作業が例年6月～7月に行われ、その改修が完了しないと事業所の入力作業もできないことから、この厚労省のシステム改修作業が遅れた場合、事業所への報告の案内も遅れることがあります。 報告の案内(郵送)の中にID、パスワードが記載された文書を同封します。
	ID・パスワードが分からない。	
2	いつ時点の情報を報告するのか？	記入日時点での情報を報告してください。
3	「基本情報」の 「1. 事業所を運営する法人等に関する事項」 の中にある「法人番号」とは何か。	法人番号は国税庁から割り振られている番号で、『国税庁法人番号公表サイト』で確認できます。介護保険事業所番号ではありませんので、ご注意ください。 なお、法人番号がある事業所は必ず「法人番号あり」を選択し、番号を入力してください。「法人番号あり(非公表)」は選ばないようにしてください。 なお、法人番号は、厚労省サイト「介護事業所・生活関連情報検索 - 介護サービス情報公表システム」には表示されません。
4	基本情報を記入したが、提出できない。	新規開設事業所の場合、手順1 と手順5 を記入する必要があります。 手順1 基本情報に加えて、手順5 緊急連絡先も記入して、手順6の「提出」ボタンを押下してください。